

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十二 (略)</p> <p><u>第四節の二十二の二 六・五MHz又は七・五MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五の二)</u></p> <p><u>第四節の二十二の三 一八MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五の二の二)</u></p> <p>第四節の二十三〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p><u>第四節の二十二の二 六・五MHz又は七・五MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</u></p> <p><u>第四十九条の二十五の二 公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局であつて、六・五MHzを超え六・八七MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「六・五MHz又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。</u></p> <p><u>二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。</u></p> <p><u>三 空中線電力は、二ワット以下であること。</u></p> <p><u>四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第二章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十二 (略)</p> <p><u>第四節の二十二の二 一八MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五の二)</u></p> <p>第四節の二十三〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p>

第四節の二十二の三 一八MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四節の二十二の三 一八MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

(一八MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備)

第四十九条の二十五の二の二 一八MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(一七・七MHzを超え一七・八五MHz以下、一七・九七MHzを超え一八・六MHz以下又は一九・二三MHzを超え一九・七MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(放送の業務の用に供するものを除く。))をいう。以下同じ。)のうち、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備(次項及び第三項に規定するものを除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の二十五の二 (同上)

一 一 四 (略)

一 一 四 (略)

二 三 (略)

二 三 (略)

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第五十八条の二の三・第五十八条の二の三の二 (略)

第五十八条の二の三・第五十八条の二の三の二 (略)

(五・八MHz帯、六MHz帯、六・四MHz帯又は六・九MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

(四MHz帯、五MHz帯、六MHz帯、六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の四 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・八五MHzを超え五・九二五MHz以下、六・四二五MHzを超え六・五七MHz以下又は六・八七MHzを超え七・一二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「五・八MHz帯、六・四MHz帯又は六・九MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

第五十八条の二の四 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、三・六MHzを超え四・二MHz以下、四・四MHzを超え五MHz以下又は五・九二五MHzを超え六・四二五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割

二 変調方式は、周波数変調(主搬送波をアナログ信号により変調するもの又は

多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 空中線電力は、二ワット以下であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

2 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・九二五MHzを超え六・四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「六MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。第五十八条の二の五及び別表第二号第69において同じ。）、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

（六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備）

第五十八条の二の四の二 六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する固定局（六・五七MHzを超え六・八七MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五MHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 空中線電力は、二ワット以下であること。

はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。次条において同じ。）、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

2 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、六・五七〇MHzを超え六・八七〇MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三三値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

~~四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。~~

~~第五十八条の二の八 削除~~

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（略）

注1～30（略）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(8)（略）

(9) 5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局 20 (10⁻⁶)

(10) 6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局 20 (10⁻⁶)

(11) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（(5)及び(7)のイに掲げるものを除く。） 20 (10⁻⁶)

(12) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局 20 (10⁻⁶)

(13)～(16)（略）

~~(六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)~~

~~第五十八条の二の八 六・五七GHzを超え六・八七GHz以下又は七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。~~

~~一 通信方式は、複信方式であること。~~

~~二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調であること。~~

~~三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。~~

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（同左）

注1～30（同左）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(8)（同左）

(9) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（(6)及び(8)のイに掲げるものを除く。） 20 (10⁻⁶)

(10)～(13)（同左）

(17) 54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用するもの ((7) に掲げるものを除く。) 200 (10⁻⁶)

(18)~(21) (略)

32~56 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 ~ 第 66 (略)

第 67 6.5GHz 帯又は 7.5GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が 2.5MHz のもの 2.5MHz

(2) チャンネル間隔が 5MHz のもの 5MHz

(3) チャンネル間隔が 10MHz のもの 9.5MHz

(4) チャンネル間隔が 20MHz のもの 19MHz

(5) チャンネル間隔が 30MHz のもの 28.5MHz

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が 1 に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz 未満の端数が生じたときはこれを 500kHz に繰り上げた値とし、500kHz を超え 1MHz 未満の端数が生じたときはこれを 1MHz に繰り上げた値とする。

$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$

f_{c1} : クロック周波数 (MHz)

第 68 5.8GHz 帯、6.4GHz 帯又は 6.9GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、

(14) 54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用するもの ((8) に掲げるものを除く。) 200 (10⁻⁶)

(15)~(18) (同左)

32~56 (同左)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 ~ 第 66 (同左)

電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合 28.5MH z

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が 28.5MH z 以下であること。この場合において、500 k H z 未満の端数が生じたときはこれを 500 k H z に繰り上げた値とし、500 k H z を超え 1 MH z 未満の端数が生じたときはこれを 1 MH z に繰り上げた値とする。

$$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$f_{c1} : \text{クロック周波数 (MH z)}$$

第69 6 GH z 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が周波数変調、四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が 5MH z のもの 5MH z

(2) チャンネル間隔が 10MH z のもの 9.5MH z

(3) チャンネル間隔が 20MH z のもの 18.5MH z

(4) チャンネル間隔が 40MH z のもの 36.5MH z

(5) チャンネル間隔が 60MH z のもの 53.5MH z

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が 1 に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500 k H z 未満の端数が生じたときはこれを 500 k H z に繰り上げた値とし、500 k H z を超え 1 MH z 未満の端数が生じたときはこれを 1 MH z に繰り上げた値とする。

$$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$f_{c1} : \text{クロック周波数 (MH z)}$$

第70 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz

(2) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(3) チャンネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz

(4) チャンネル間隔が20MHzのもの 19MHz

(5) チャンネル間隔が30MHzのもの 28.5MHz

(6) チャンネル間隔が40MHzのもの（電気通信業務用固定局の場合に限る。） 36.5MHz

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$f_{c1} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$$f_{c1} : \text{クロック周波数 (MHz)}$$

附 則

(施行期日)

1 上の通令が、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしている第二条の規定による改正前の設備規則第五十八条の二の四第一項に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十 (略)</p> <p>四十一 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十二 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十三 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>四十四〜六十八 (略)</p> <p>六十九 設備規則第四十九条の二十五の二においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>七十 設備規則第五十八条の二の四第二項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</p> <p>七十一 設備規則第五十八条の二の四の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行ふものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合する</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十 (同上)</p> <p>四十一 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十二 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十三 設備規則第四十九条の二十五の二の第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>四十四〜六十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行ふものとする。</p> <p>(1)・(2) (同上)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合する</p>

ものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

		置 装		一	
周波数	二 試験項目				
	三 測定器等				
(略)	四 特定無線設備の種別	(略)			
		○	備 設 線 無 の 号 八 十 六 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 九 十 六 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第

ものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

		置 装		一	
周波数	二 試験項目				
	三 測定器等				
(略)	四 特定無線設備の種別	(略)			
		○	備 設 線 無 の 号 八 十 六 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 八 十 六 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第
		○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第	○	備 設 線 無 の 号 十 七 第 項 一 第 条 二 第

装		信		送	
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		強度	スプリアス発射 又は不要発射の はスペクトル分析器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		空中線電力	電力計、電界強度測 定器又はスペクトル 分析器
プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)	注○ 22	比吸収率	比吸収率測定装置
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)		周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調 度計
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は 疑似信号発生器 バンドメータ又はス ペクトル分析器	(略)		注○ 21	
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			

装		信		送	
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		強度	スプリアス発射 又は不要発射の はスペクトル分析器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		空中線電力	電力計、電界強度測 定器又はスペクトル 分析器
プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)	注○ 22	比吸収率	比吸収率測定装置
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)		周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調 度計
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は 疑似信号発生器 バンドメータ又はス ペクトル分析器	(略)		注○ 21	
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			

信		受		置	
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)		電波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器
副次的に発する 電波等の限度		(略)	○ ○ ○	隣接チャネル漏 えい電力又は帯 域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器
送信時間		(略)		送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
時間及び送信立 ち下がり時間		(略)		送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ又は スペクトル分析器
					注○ 21

信		受		置	
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)		電波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器
副次的に発する 電波等の限度		(略)		隣接チャネル漏 えい電力又は帯 域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器
送信時間		(略)		送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
時間及び送信立 ち下がり時間		(略)		送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ又は スペクトル分析器
					注○ 21

装 置	スプリアス・レ スポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)				
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(略)				
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)				
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)				
	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(略)				
	ダイエンフアン ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				

注 1～22 (略)

イ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号～別表第六号 (略)

様式第1号～様式第6号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (略)

注1～3 (略)

装 置	スプリアス・レ スポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)				
	隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(略)				
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)				
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)				
	局部発振器の周 波数変動	周波数計	(略)				
	ダイエンフアン ス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				

注 1～22 (同上)

イ・ウ (同上)

11・11 (同上)

別表第二号～別表第六号 (同左)

様式第1号～様式第6号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注1～3 (同左)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	
第2条第1項第68号に掲げる無線設備	T I
<u>第2条第1項第69号に掲げる無線設備</u>	<u>Y U</u>
<u>第2条第1項第70号に掲げる無線設備</u>	<u>Y S</u>
<u>第2条第1項第71号に掲げる無線設備</u>	<u>Y T</u>

注5 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(同左)	
第2条第1項第68号に掲げる無線設備	T I

注5 (同左)